

パターン①

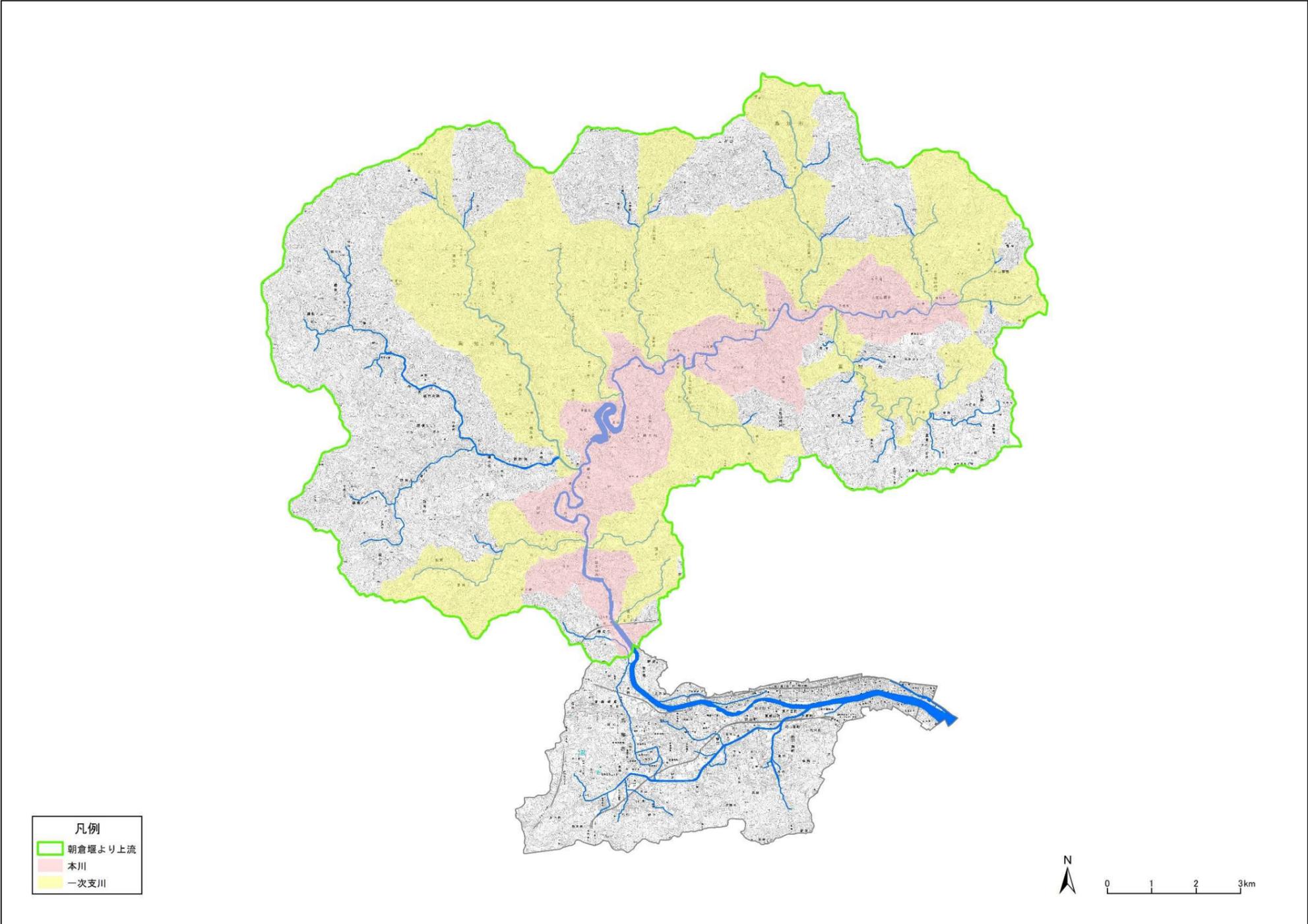
鏡川の朝倉堰より上流の本川、一次支川における河川から第一稜線までの範囲（河川区域を除く）

- 鏡川の本川・一次支川を対象に、基準となる河川から最寄りの稜線（尾根）までの範囲を設定（各河川の集水域の最小単位）
- 鏡川への濁水の流入を防ぐため、水の流れを考慮した案
- 上流域の多くが含まれる

<類似例>

- ・高知県四万十川条例の保全・活用地区
 - 地区の定義：回廊地区（生態系及び景観を保全することが特に重要な地区）への影響を防止し、生態系及び景観の保全と森林その他の資源の活用の調和を促進することが重要な地区
 - 範囲：本川・主要支川に一番近い尾根（第一稜線）まで
 - 本川：四万十川の河口から源流域（津野町不入山）まで
 - 主要支川：黒尊川、目黒川、広見川、橋原川、北川
- ・京都府鴨川条例の鴨川環境保全区域
 - 区域の定義：土石等の流入を防止する必要がある区域
 - 範囲：鴨川起点から鞍馬川合流点区間における河川区域から道路の「川側の肩」まで。道路がない場合は、対岸の道路と同じ高さまで

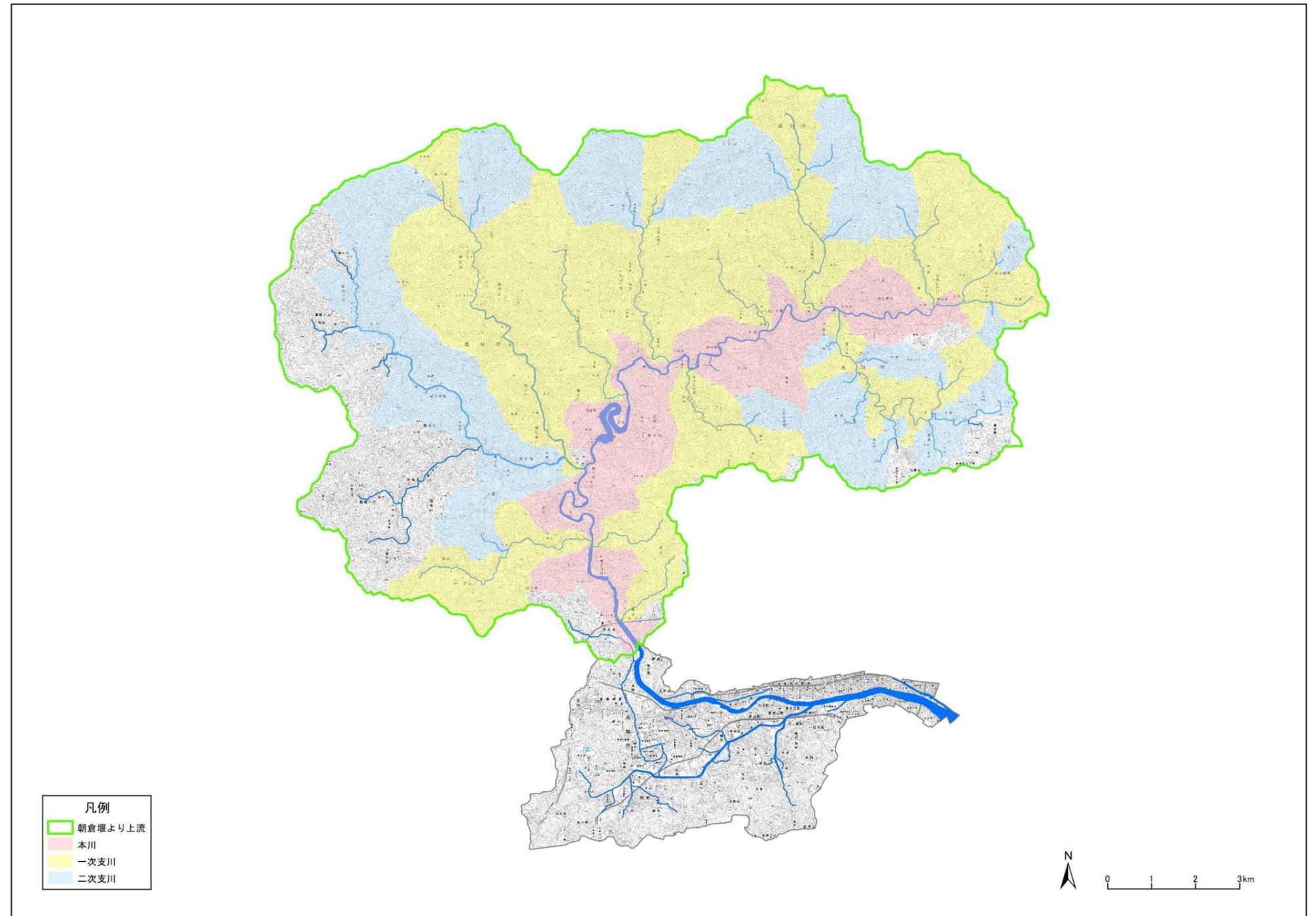
- ※一次支川として対象とした河川
- ・大筋川 ・おも谷川 ・行川川 ・吉原川
 - ・穴川川 ・東谷川 ・網川川 ・桑尾川
 - ・高川川 ・重倉川 ・西川川 ・西谷川
 - ・蟹超川



- 鏡川の本川・第一支川・第二支川を対象に、基準となる河川から最寄りの稜線（尾根）までの範囲を設定（各河川の集水域の最小単位）
- 鏡川への濁水の流入を防ぐため、水の流れを考慮した案
- 第二支川までを対象とすることで上流域の大部分が含まれる

<類似例>

- ・高知県四万十川条例（高知県）の保全・活用地区
- ・京都府鴨川条例（京都府）の鴨川環境保全区域



○鏡川本川、第一支川、第二支川を対象に、画一的に範囲を設定

<参考にした事例>

- ・広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域
区域の定義：河岸の自然環境や景観を保全するために必要な区域
- 範囲：河川から50m程度の範囲を基本とし、付近の地形も考慮して設定。付近に保全すべき緑地や公園等がある場合は、範囲を広げている。一体的な土地については、画一的に距離で分けることなく、一緒に範囲に含めている。

